

給与所得者異動届出書の記入例③【転勤・再就職により特別徴収継続】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

(明石市提出用)

※ (1) 市町村民税、道府県民税、森林環境税、特別徴収に係る給与所得者異動届出書、(2) 特別徴収指定番号、(3) 特別徴収継続番号、(4) 普通徴収番号、(5) 給与所得者異動届出書の提出は、給与の支払日(明石市では毎月10日)の前までに提出してください。

新しい勤務先にて、何月分から月額割を徴収するのか、左欄に必ず記載してください。

受付印 6		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 森林環境税		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		整理番号		1	
明石市町村民 令和6年 10月6日 提出		〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 (株)甲野商事		〒98765432100000		総務課 給与 乙葉 花子 078-912-1111		特別徴収指定番号 5年度 6年度 宛番号 0090123456 0001	
フリガナ アカシ イチロウ 氏名 明石 一郎		新		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200		(イ) 徴収済税額 6月分 9月分まで		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10月分 5月分まで	
生年月日 昭和51年1月2日		異動年月日 令和6年9月30日		異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 待職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 1		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		番号を記入 ① ② ③	
個人番号 123456789000		住所 明石市本町5丁目4-3		特別徴収税額 (年税額) 49,200		徴収済税額 6月分 16,400		未徴収税額 (ア)-(イ) 10月分 32,800	

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

〒650-0000 神戸市中央区上山手2-1-1 丙野商事(株)		特別徴収指定番号 0090876543		氏名 兵庫 太郎 電話番号 078-918-5104		新しい勤務先へは、 月額割 4,100円 を 10月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月額割をお伝えください。	
フリガナ		法人番号		受給者番号		納入書の要否 (親視の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収)  
番号を記入  
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出が  
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない) 場合 (0)  
番号を記入  
1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出が  
2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等が特別徴収税額(ア)を一括徴収できないため。  
3. 死亡による退職のため。

【例】転勤前の会社で8月まで徴収する場合  
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)  
(イ) 徴収済税額 (前勤務先で特別徴収する額) 16,400円 (6月から9月分)  
(ウ) 未徴収税額 32,800円 (10月から翌年5月分)  
※ (ウ) の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収	普通徴収	その他

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。  
※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。

あっても、必ず残税額をまとめて徴収していただく。退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で